

平成28年度 市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、皆さんの安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに市民税・県民税があり前年中の所得に基づいて課税されることになっています。

課税課税 ☎826・1111 内線2232

市・県民税を納める方

平成28年1月1日現在

- ◎市内に居住し、平成27年中に一定以上の所得のあった方
- ◎市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

市・県民税が課税されない方

- ◎平成27年中に所得のなかった方
- ◎生活保護法による生活扶助を受けている方
- ◎障害者、未成年者、寡婦／寡夫で平成27年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ◎平成27年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 $32万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18万9千円$
 ※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

市・県民税を納める方法

普通徴収	特別徴収	年金特別徴収
納税通知書で納める方法(事業所得者など)	勤務先で給与から天引きして納める方法(給与所得者)	公的年金から差し引いて納める方法(公的年金受給者)
納税通知書(6月13日(月)に発送)により、年税額を平成28年6月、8月、10月、29年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。	年税額を平成28年6月から29年5月までの12回に分けて、給与から天引きして納めていただきます。	年税額を平成28年4月から29年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

税額の計算方法

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} 10\% = \text{所得割額}$$

(所得金額 - 所得控除額)

$$\text{所得割額} - \text{税額控除} + \text{均等割額} = \text{年税額}$$

◎所得割額／平成27年中の合計所得が次の算式で求めた額以下の方は所得割がかかりません。

$$35万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32万円$$

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

用語説明

市民税・県民税…均等の額で負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割から構成されています。住民税と同義。

所得…収入から必要経費を差し引いたもの。給与収入や公的年金等収入の場合は、給与所得控除・公的年金等控除を差し引いたもの。

給与所得控除・公的年金等控除…収入に応じて法により額が決められています。

均等割…市民税3500円、県民税2500円

※市民税には復興税(5000円)が県民税には復興税(5000円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

所得割…各人の所得に応じて負担します。

税率…課税総所得金額にかけられる率は市民税が6%、県民税が4%で合計10%になります。

■公的年金からの市・県民税の差し引き(年金特別徴収)

●対象となる方

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和26年4月2日以前の生まれ)の方。ただし、年金の収入金額などにより対象にならない場合があります。

●徴収方法

新たに特別徴収になる方

●6月・8月(年度前半)：年税額の4分の1ずつを納税通知書で納めていただきます。(普通徴収)

●10月・12月・2月(年度後半)：年税額の6分の1ずつを年金から差し引いて納めていただきます。(特別徴収)

前年度から引き続き特別徴収の方
4月・6月・8月(年度前半)は仮徴収として28年2月と同じ額が年金から差し引かれます。10月・12月・2月は本徴収として残りの税額を3分割した額が差し引かれます。詳しくは下表をご覧ください。

▼前年度から引き続き特別徴収の方

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額 (28年2月と同じ額)			年税額と仮徴収分の 差額を3分割した額		

■平成28年度の主な改正点

●市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長・拡充

平成25年12月入居の方までで終了する予定でしたが、平成31年6月入居の方まで延長します。また、控除限度額についても次のように拡充します。

居住年	控除限度額
平成25年12月まで	所得税の課税所得金額の5%(最高9・75万円)
平成26年1月から3月まで	所得税の課税所得金額の5%(最高9・75万円)
平成26年4月から平成31年6月まで	所得税の課税所得金額の7%(最高13・65万円)※

※住宅にかかる消費税などの税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合は上記の期間内であっても平成26年1月から3月の控除限度額が適用されます。

●年金特別徴収における仮徴収税額の改正

◎平成25年度の税制改正により、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収額(仮徴収税額)を「前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額とする」こととされました。

◎適用時期

平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から



▼改正後の特別徴収額

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度分の本徴収額÷3 (前年2月と同じ額)			(年税額－仮徴収額)÷3		
改正後	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

年金特別徴収(年金特徴)：公的年金受給者の年税額を6回に分けて、年金から差し引いて納める制度です。

所得控除の種類：雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦／寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

税額控除の種類：調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除
※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)：市民税・県民税の住宅ローン控除は、所得税から控除しきれなかった額を市民税・県民税から控除するものです。